

## 総務省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

## 総務省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係省 省庁	提携団体	各府省からの第1回答	各府省からの第1回答を踏まえた提携団体からの見解		
									見解	補助申請書	
71B 地域に対する規制緩和	その他 特に、おおきに影響する規制緩和	マイナンバーカードにおける照会項目の拡大	市民手帳における特定の個人情報を扱うための手帳の利用等に関する法律において、情報端末が必要な事務について別表第2で整理されている。	手帳法第19条第2号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項第38で定める学校保健安全法による医療に関する費用についての取扱いに関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報等とされている。	・行政手帳における特定の個人情報を扱うための手帳の利用等に関する法律に規定する医療に関する費用についての取扱いに関する事務を処理する場合の第19条	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	本件は、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。	
			別表第2項第3に規定する事務であって、学生健康安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務を処理するための情報端末が必要な事務を規定する医療に関する費用については、別表第2項第6条第2項に規定する要保護者及び生活保健法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に斟酌している者で命令で定められたものと規定されている。このこれら、援助の対象となる者の認定に係る生活保健関係情報が必ずある。また、要保護者に準ずる程度に斟酌しているかの判断は、施設等で地方公共団体の教育委員会の判断によるとのとれどおり、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を活用するにあたり、医療に関する情報等を要保護者に准じては、生活保健関係情報や地方税関係情報の提出が必要となる。しかし、当該事務を処理するにあたっては、生活保健関係情報や地方税関係情報の提出が必要となる。そこで、所得情報を活用するにあたっては、所得情報を活用できるよう緩和をお願いする。	・行政手帳における特定の個人情報を扱うための手帳の利用等に関する法律に規定する医療に関する費用についての取扱いに関する事務及び情報端末を認める事務を処理する場合の第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学生保健安全法施行令第9条	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	本件は、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。 ① 医療費補助金受給者（就効援助）の認定、通知、 ② 医療費補助対象者（就効援助）の認定、報告、 ③ 医療費補助対象者（就効援助）の認定、該当校から報告を受理。 ④ 対象者の医療券を発行、医療券を交付。 ⑤ 対象者の医療券を発行後、医療券により医療費を請求。 ⑥ 医療費の支払い。	
			別表第2項第3に規定する事務であって、学生健康安全法第24条に規定する要保護者に準ずる程度に斟酌している者で命令で定められたものと規定されている。このこれら、援助の対象となる者の認定に係る生活保健関係情報が必ずある。また、要保護者に準ずる程度に斟酌しているかの判断は、施設等で地方公共団体の教育委員会の判断によるとのとれどおり、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を活用するにあたり、医療に関する情報等を要保護者に准じては、生活保健関係情報や地方税関係情報の提出が必要となる。しかし、当該事務を処理するにあたっては、生活保健関係情報や地方税関係情報の提出が必要となる。そこで、所得情報を活用するにあたっては、所得情報を活用できるよう緩和をお願いする。	・行政手帳における特定の個人情報を扱うための手帳の利用等に関する法律に規定する医療に関する費用についての取扱いに関する事務及び情報端末を認める事務を処理する場合の第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学生保健安全法施行令第9条	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	本件は、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。 ① 医療費補助金受給者（就効援助）の認定、通知、 ② 医療費補助対象者（就効援助）の認定、報告、 ③ 医療費補助対象者（就効援助）の認定、該当校から報告を受理。 ④ 対象者の医療券を発行、医療券を交付。 ⑤ 対象者の医療券を発行後、医療券により医療費を請求。 ⑥ 医療費の支払い。	
			別表第2項第3に規定する事務であって、学生健康安全法第24条に規定する要保護者に準ずる程度に斟酌している者で命令で定められたものと規定されている。このこれら、援助の対象となる者の認定に係る生活保健関係情報が必ずある。また、要保護者に準ずる程度に斟酌しているかの判断は、施設等で地方公共団体の教育委員会の判断によるとのとれどおり、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を活用するにあたり、医療に関する情報等を要保護者に准じては、生活保健関係情報や地方税関係情報の提出が必要となる。しかし、当該事務を処理するにあたっては、生活保健関係情報や地方税関係情報の提出が必要となる。そこで、所得情報を活用するにあたっては、所得情報を活用できるよう緩和をお願いする。	・行政手帳における特定の個人情報を扱うための手帳の利用等に関する法律に規定する医療に関する費用についての取扱いに関する事務及び情報端末を認める事務を処理する場合の第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学生保健安全法施行令第9条	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	本件は、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。 ① 医療費補助金受給者（就効援助）の認定、通知、 ② 医療費補助対象者（就効援助）の認定、報告、 ③ 医療費補助対象者（就効援助）の認定、該当校から報告を受理。 ④ 対象者の医療券を発行、医療券を交付。 ⑤ 対象者の医療券を発行後、医療券により医療費を請求。 ⑥ 医療費の支払い。	
			別表第2項第3に規定する事務であって、学生健康安全法第24条に規定する要保護者に準ずる程度に斟酌している者で命令で定められたものと規定されている。このこれら、援助の対象となる者の認定に係る生活保健関係情報が必ずある。また、要保護者に準ずる程度に斟酌しているかの判断は、施設等で地方公共団体の教育委員会の判断によるとのとれどおり、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を活用するにあたり、医療に関する情報等を要保護者に准じては、生活保健関係情報や地方税関係情報の提出が必要となる。しかし、当該事務を処理するにあたっては、生活保健関係情報や地方税関係情報の提出が必要となる。そこで、所得情報を活用するにあたっては、所得情報を活用できるよう緩和をお願いする。	・行政手帳における特定の個人情報を扱うための手帳の利用等に関する法律に規定する医療に関する費用についての取扱いに関する事務及び情報端末を認める事務を処理する場合の第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学生保健安全法施行令第9条	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	農林水産省、厚生労働省	本件は、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。 ① 医療費補助金受給者（就効援助）の認定、通知、 ② 医療費補助対象者（就効援助）の認定、報告、 ③ 医療費補助対象者（就効援助）の認定、該当校から報告を受理。 ④ 対象者の医療券を発行、医療券を交付。 ⑤ 対象者の医療券を発行後、医療券により医療費を請求。 ⑥ 医療費の支払い。	
130B 地域に対する規制緩和	その他 特に、おおきに影響する規制緩和	定住自立團構想推進基準に定めた 「中心市」の要件の緩和	中心市と近隣市町村が連携協力する事務を定めたものとし、人口5万人以上である。	定住自立團構想推進基準（平成27年12月1日施行）第39条第1項第1号に規定する事務	定住自立團構想推進基準（平成27年1月30日閣議決定）	農林水産省	山形県	御提案の定住自立團における中心市要件に関しては、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）」において、「定住自立團構想における中心市の要件」について、定住自立團構想における農林水産省の要件の考え方参考に接続を進め、平成27年度中に公表を計画しているところを踏まえ、現在検討を行っているところである。	御討付にあたっては、本県の提案内容も含め、幅広く要件の緩和を御検討いただきたい。		
			本県は、歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活機能が形成されているが、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があるが、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど地域を形成できる土地があるものの、人口が4人に達していない、住民間人口比率がわざわざ9%に達していないなど、要件を満たさない市町が存在する。このため、本制度を利用した生活機能の強化や、ひとつや二つワークの強化などの他の機能の展開ができない現状となっている。	・新規開拓地開拓促進基本方針（昭和四十六年法律第四十五号）に定める権利に於ける事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第百八十九号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。							
			そこで、生活に必要な都市機能について一定の集積がある團塊において、本制度を利用した施策展開により、團塊の活性化を図ることであるが、上記の要件の緩和を提案するものである。	※中心市となりた市町は市町村と連携を図していく意欲があるが、要件を満たしていない市 東洋江戸市…人口：42,373人、屋敷間人口比率：0.99% 長井市…人口：29,473人、屋敷間人口比率：1.02%							

管理番号	<新規>共同提案団体及び該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
					指針方針 (斜体付記)	実施(予定) 実施	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
77	横代市、小山市、高根沢町、幸手市、熊谷市、安城町、八咫町、兵庫県、東温市、大村市、宮崎市、芹泽原	<p>○厚生保険者認定業務の発生、生活保護情報、所得情報は必要であり、現在、それぞれ福祉課、申請者からの書類により確認している。</p> <p>○医療に要する費用の算定に係る事務について、要保護・準要保護児童生徒と認定することが必要であり、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が不可欠であることから、これらの特定個人情報を利用できるようになります。</p> <p>○厚生保険者にかかる料金、保険料の負担となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者にかかる料金は、施行令第3条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる軸として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。</p> <p>○厚生保険者にかかる料金、保険料の負担となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。</p> <p>○厚生保険者にかかる料金、保険料の負担となる者の認定には、生活保護関係情報や地方税関係情報も必要となる。</p> <p>○厚生保険者にかかる料金、保険料の負担となる者の認定には、生活保護関係情報や地方税関係情報も必要となる。</p> <p>○厚生保険者にかかる料金、保険料の負担となる者の認定には、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となることから、児童扶養手当関係情報も提供を求めることが必要となる。個人情報を活用するためには、</p> <p>○番号法別表第38項に記載されている事務においては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となることから、提案事項のとおり特定個人情報を提供の緩和をお願いします。</p> <p>○被援助の認定業務は、同居している家族全員の住所により審査しているが、審査する年の1月1日までの人口を基準として、1月1日以後の人口を算出する年次で、年次で算出する年次で行われている。具体的な支給基準にも記載されているように、番号法により情報提供できる範囲は住民票関係情報となっているため、審査に必要な生活保護関係情報や地方税情報まで利用できるよう、範囲の緩和が必要と考えます。</p> <p>○幸手市、熊谷市とともに、要保護者の認定には、生活保護関係情報が必要である。また、要保護者にかかる料金に反映しているか判断の主たる情報として所得情報を必要となるため、地方税関係情報も必要となる。</p>	<p>【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきで番号38に追加すべきかどうかを精査してまいりたいと考えます。</p> <p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実質に向いて検討すること。</p> <p>【全国町村会】</p>	<p>制度を所管する文部科学省において地方税関係情報の必要性があると判断するものであれば、地方税法第22条に規定されている守秘義務に抵触しないか等について文部科学省と協議し、番号法別表第2の範囲に追加すべきかどうかを精査してまいりたいと考えます。</p> <p>【西掲】 ⑥(総務省) (9)行政手続における特定の個人を識別するための利用に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭33法56)による医療についての援助手続における特定の個人を識別するための利用に関する法律(平23法36) 社会福祉法(別表2の38)における特定の個人を識別するための利用に関する法律(平23法36)による生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する改正を行い、平成28年5月20日付で公布・施行した。</p> <p>【省令】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(平28内閣府・総務省令4)を、平成28年9月12日付で公表・施行した。</p>	<p>法律、省令 【法律】平成28年5月20日公布・施行 【省令】平成28年9月12日公布・施行</p>				
130	北海道、花巻市、島根県	<p>○定住自立支援母子家庭対策、中心市と近隣市町村が、自らの意思で協定を締結し形成されるものとの連携をつかみ、考え方に基づき、互いに連携・協力することにより、団塊全体の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>○中心市の要件には、①人口5万3千人程度、②夜間人口比率が1以上(合併市町村に対する特例措置あり)などが規定されているが、夜間人口に対する星間人口が1人でも少い場合には中心市としての要件を満たさないが、市町として、本制度を活用した住民の居住確保対策、地域の活性化に取り組むべきであるが、現状では、星間人口比率が47人以上、星間人口比率1以上以上、ただし、中心市と近隣市町村が密接な関係がある等、定住自立支援構想の中心市と認められる場合はこの限りではない等の要件緩和を行い、中心市宣言しようとする市の後押しが必要であることを考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>	<p>引き続き、中心市の要件について、検討を行いたい。</p>					











管理番号	<新規共同提団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年2月の地方公明会議等に�て了るの方針 (平成28年2月22日開催分)に記載		対応方針の指標(検討)状況		
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予期	
210	鹿児島市	【全国市長会】 市町村長からの要請に際しては、引き続き、市町村議会の議決を必要とするところある。 第1項の規定による権限移譲を市町村長が要請することは一般的に可能であり、本項の要請に際しては、市町村長が権限移譲の意思表示をする際の要件はあらかじめ必要ない。一方、本項の要請は、次項に記載する、都道府県知事に対する運営や市町村長と連携する義務を生ぜるものであるので、本項に記載する内容を生ぜるものではない。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	地元自 告発第250号の文書等の要件については、市町村長が当該市町村の決議を経て、都道府県知事等の権限に属する事務の一部を移譲することを要請して、この場合には、都道府県知事に協賛を義務付けるものであるが、これは、市町村長が都道府県知事に対する権限に属する事務の一部を移譲することを求める手段の一つであって、これ以外の方法により市町村長が権限移譲を求めてることを妨げているものではない。						
243	熊本市、東海市、高柳市、宮崎市、かほく市	○消防サirenは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、また、津波警報等についても津波発生時の住民の避難行動を促すため、消防本部から消防無線を通じ手動により吹鳴することとしている。 また、津波警報等については、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報等警報音の発信時に、津波注意報の発表時には消防本部から防災行政組織を通じ音声により吹鳴することとしている。 火災や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じる恐れがあると考えられる。そこで、消防本部は、津波警報等警報音の発信時に、津波警報等警報音の発生と緊急の火災警報音の発生を区別して、火災警報音の発生に際しては、住民の避難を促す吹鳴があることを予想される。 また、サiren吹鳴パターンによる災害警報別の判断は容易でなくとも予想されるので、「大津波警報等」「津波警報等のサiren吹鳴」や「火災警報等」「火災警報等のサiren吹鳴」との区別を明確化するには、吹鳴パターンの重複解消を図られたい。	【全国市長会】 サiren吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺の状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオでも音声が重複して聞こえてしまう場合、サiren音と重複して聞こえる場合、サiren音のトーンと重複して聞こえる場合などがあることから、サiren音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがあると考えられる。実際、自治体によっては、サiren後の音声が重複して聞こえることによる誤解を防ぐために、住民が内容を開き取ることが出来なかったとの苦情が発生している。 住民や消防団等の迅速な避難行動や避難行動後の着手、また、サiren音の発信時間や吹鳴部位を明確化するには、吹鳴パターンの重複解消を図られたい。	消防信号のサiren音パターンの一部が、津波警報機能の大津波警報機能や津波警報機能のサiren音と類似していることは承知している。 津波機能のサirenは、Jアラートを通じて市町村の防災行政組織に大津波警報等警報音の発信時に、津波警報等警報音の発信時に、火災警報等の音を吹鳴させることで、サiren音のパターンが重複して聞こえてしまう場合、サiren音と重複して聞こえる場合、サiren音のトーンと重複して聞こえる場合などがあることから、また、スピーカーの位置場所や音量等を変更するなどしてこの問題を改善すべきであると思われる。 消防本部は、消防警報等の連絡体制を構築していくことから、消防署の活動上問題は生じないものと考えている。 消防署としては、從前から使用している消防信号の音信号パターンだけではなく、消防警報等の連絡体制を構築していくことから、消防署の活動上問題は生じないものと考えている。					
246		○本提案については構造改革特区で既に3回提案がなされており、論点も明確で、支障も明らかになっている。これまで多く分に検討の時間がかかるが、これまでのままでは、構造改革特区の設置に影響するところからの閣僚決定に間に合うよう、第2次ヒアリングまでに所長の検討を行っていかなければいけない。	公立大学法人による附属学校の設置については、制度設計について検討し、中央教育審議会において意見を聽いた上で、本年12月までに閣僚決定と共に、公立大学法人による附属学校の設置(学校教育法附則5条、公立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、地方独立行政法人法21号及び70条)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。	6【総務省】 (1)学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118)(文部科学省と共に) 公立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、地方独立行政法人法21号及び70条)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。	法律	平成28年4月1日施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)		









管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係 機関	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
334	B 地 方に對 する規 制緩和	その他 連携中核都市の対象として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、復興支援が受けられる。また、復興支援が受けられる場合、特例、再生活用地として、一定のまわりを有する場合には、連携中核都市として位置づけられるようになること。	「連携中核都市の対象として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、復興支援が受けられる。また、復興支援が受けられる場合、特例、再生活用地として、一定のまわりを有する場合には、連携中核都市として位置づけられるようになること。」	これまで富山県西側地域においては、それぞれの市の生活基盤の整備が取り扱い、観光、防災、医療、公共交通等において、必要に連携市間で重層的に連携を進めてきたところである。中核市未満の人口規模の都市であっても、復興支援が受けられる。また、復興支援が受けられる場合、特例、再生活用地として、一定のまわりを有する場合には、連携中核都市として位置づけられるようになること。	連携中核都市の対象となる都市(圏)の条件については、昨年12月に閣議決定した「まちひとごと創生会戦略」において、「対象となる都市(圏)の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に全国には本圏域と同様、中核市未満の人口規模の複数自治体により、連携都市圏の形成を進めているところであるから、該該地域に連携して国へ働きかけたところである。一方、国が推進する「連携中核都市圏」について、現在のところ具体的に推進支援策が示されていないが、このように多様ネットワークによる広域連携は、「まちひとごと創生会戦略」の柱である。生活基盤等の面だけではなく、経済・雇用や都市構造の面でも連携の推進を目指すものである。	連携中核都市の対象となる都市(圏)の条件については、昨年12月に閣議決定した「まちひとごと創生会戦略」において、「対象となる都市(圏)の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に全国には本圏域と同様、中核市未満の人口規模の複数自治体により、連携都市圏の形成を進めているところであるから、該該地域に連携して国へ働きかけたところである。一方、国が推進する「連携中核都市圏」の形成に向け、6市共同による「富山県西側地域連携都市圏形成推進宣言」を実施するとともに、同日付で、6市と富山県(オガーバー)で構成する連携協議会を設置した。今後は、同連携会の評議会を定期的に開催するなどして、連携都市圏の形成に向けた取り組みを進めていくこととする。引き続き、国において都市圏規範を統一・明確化し、「連携中核都市圏」の形成を推進していくにあたっては、本圏域の「多様ネットワーク型」の広域連携について、格段の配慮をお願いしたい。	これまで富山県西側地域では、新たな広域連携のあり方や必要となる支援策等について、「連携中核都市圏」制度を国が確定する前に、本圏域の実態に即した有意義な制度設計となるよう、国及び県、要望してきただろう。					
88	B 地 方に對 する規 制緩和	マイナンバー、マイボーラルを活用したふるさと納税制度の簡素化	平成27年度税制改正により 【制度改正の経緯】 平成27年度税制改正により、給与所得者を対象とする特例制度として、ふるさと納税制度が引き継がれ特例的な仕組みにより、寄附を受け入れた地方公共団体(以下、住所地市町村)に特例申請書の提出を受け付ける。②特例申請者の受理及び寄附者の受付書の交付(交付)、③申告特例申請者が新たに生じた。	【制度改正の経緯】 平成27年度税制改正により、給与所得者を対象とする特例制度として、ふるさと納税制度が引き継がれ特例的な仕組みにより、寄附を受け入れた地方公共団体(以下、住所地市町村)に特例申請書の提出を受け付ける。②特例申請者の受理及び寄附者の受付書の交付(交付)、③申告特例申請者が新たに生じた。	【特例制度の創設】 この特例制度によって、寄附を受け入れた地方公共団体の事務手続として、①寄附者への特例申請書の対応確認、②特例申請書の受理及び寄附者の受付書の交付(交付)、③申告特例申請者が新たに生じた。	【特例制度の特徴】 この特例制度は、マイナンバー、マイボーラルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地の特例申請者の納税額の通知事例の簡素化などを地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようすである。	【制度改正の必要性】 【懸念の解消】 この特例制度は、マイナンバー、マイボーラルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入していることから、当該特例制度が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地の特例申請者の納税額の通知事例の簡素化などを地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようすである。	【制度改正の必要性】 【懸念の解消】 この特例制度は、マイナンバー、マイボーラルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入していることから、当該特例制度が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地の特例申請者の納税額の通知事例の簡素化などを地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようすである。	【制度改正の必要性】 【懸念の解消】 この特例制度は、マイナンバー、マイボーラルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入していることから、当該特例制度が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地の特例申請者の納税額の通知事例の簡素化などを地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようすである。	【制度改正の必要性】 【懸念の解消】 この特例制度は、マイナンバー、マイボーラルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入していることから、当該特例制度が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地の特例申請者の納税額の通知事例の簡素化などを地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようすである。	可能な限り検討に向けた今後のスケジュールについてお示しいただきたい。また、検討状況については随時情報提供いただきたい。	
146	B 地 方に對 する規 制緩和	地方公共団体の賃付金に係る償収又は委託人による私委託に対する対象範囲の追加	地方公共団体が私人に賃付金に係る賃収又は委託人による私委託に対する対象範囲の追加	【具体的な支障事例】 賃付金の元利償還金は定められているが、これに加え、違約金も私委託の対象とするよう改正。	【具体的な支障事例】 賃付金の元利償還金は定められているが、これに加え、違約金も私委託の対象とするよう改正。	地方自治法施行令第158条第1項第6号	総務省	長崎県	公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にして、公正の確保を期することが要求されるところであり、現行法律上、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除かなければ認められていないところである。 一方、責任範囲が不明確ならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、一定限度で私人による公金の取扱いを認めている。 具体的には、地方自治法施行令第158条第1項において、私人に賃入の賃収又は収納の手續を代行する場合の取扱いの範囲を規定する旨の規定の下、賃付金及び住民の便益の増進に寄与するための取扱いが規定されている。 違約金は「私人の確保」に寄与する面はあるものの、その性質は、債務不履行の場合に債務者が債務を支払うことを目的とした金銭であり、また、民法上も違約金は賃借料の予定と推定すると定められているおり、債務不履行に起因する損害賠償の性格を持つことからして、「住民の便益の増進」に寄与するものとは言がたく、対応は困難である。	民法第420条第3項で、違約金は賃借料の予定と推定すると定められているが、賃借料金における違約金は、借入金の返済がなされなかつた場合の「違約罰」の意味合いで使われることがある。 一方、賃借料金は無利子であるが、12.25%という高率の違約金を設定する、金利借貸を促している。 違約金は元金の返済をしてしまっているが、これまでも、延滞した元金を返済しきり違約金を支払えた証券をもつて、これらの完済者の公平性を保つ点からも、違約金も問題を抱けていくことになる。 ついで、上記の点から提案事項について、再度検討を願いたい。		



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1回回答	各府省からの第1回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足説明	
164	B 地方に対する規制緩和	その他	財團法人的調査区の設置による規制緩和と、住民の権利を保護するための規制緩和である自治会の組織である「境域の上の垂れ下がる区域」の設置	【支障事例】 岐阜市においては、効率的かつ円滑な調査とするため、国勢調査調査員は地域の実情をよく知らないまま、各区域に亘って巡回して活動しているが、自治会の境域と調査区の境界が遠くで、多くの自治会から改めが求められ、一部の自治会からは調査への協力を否めさせている。 【制度改正の必要性】 国勢調査の調査区の設置における課題として、調査員を派遣して活動することは、制度では必ずしもいるものの、2000人以上の調査員を確保するにあたり、固定の区域を設けておらず、その手数を減らすために無理、他の自治会にいたりて多く者が自治会に依頼していることから、個人や団体の負担が大きくなっている。また、調査員が巡回する範囲が大きくなることで、調査員の負担が大きくなっている。今後、基準を設けると自治会境界に合せせて更変できるよう提案し、結果的に基本単位区の組合せとしての調査区が自治会境界によく沿うようになる。 【過去の要綱実績】 平成22年国勢調査の際に、以降、平成22年国勢調査実施方針掲載書にて「調査区の区割りが自治会の境界など異なる形態、地物が大きく複雑な場合など、特別な事情がない限り変更することはない」と記載している。 また、平成27年5月6日開催された「国勢調査有識者会議の際も、本件ご同内容の要望を提出して対応している。」など、この際は国勢調査長から、時系列比較の観点から基本単位区を変えることはできないこと、基本単位区の組み合わせで自治会区域に近づけるしかない旨回答を得ているが、基本単位区の組み合わせでは到底自治会が納得する区割りにはできないこと、自治会区域に合わせられないれば今後の調査に協力しないこと等の意見があるため、このままで調査の実施自体が危惧となる。	国勢調査の調査区の設定の基準等に関する令第3条	岐阜市	岐阜市はのように中核市以下の複数の自治体においては、各自治会の人間関係が構造の集計上より久遠の歴史を有するもので、各自治会の区域の比、各区域の面積の比、各区域の人口などを考慮した結果の作成を目的とするものである。また、各区域の面積を縮小する目的で、特に事務作業がいらない、基本単位区は更変できないこととしている。 岐阜市は、中核市以下の複数の自治体においては、各自治会の区域の比、各区域の面積の比、各区域の人口などを考慮した結果の作成を目的とするものである。そこで、調査区は自治会境界と一致させることが望ましいこととしている。 岐阜市が要望している自治会境界についても、結果集計等で必要な地域区分であれば、現状の規定において、その境域とすることが可能である。	岐阜市は、中核市以下の複数の自治体においては、各自治会の人間関係が構造の集計上より久遠の歴史を有するもので、各自治会の区域の比、各区域の面積の比、各区域の人口などを考慮した結果の作成を目的とするもので、特に事務作業がいらない、基本単位区は更変できないこととしている。 岐阜市は、中核市以下の複数の自治体においては、各自治会の区域の比、各区域の面積の比、各区域の人口などを考慮した結果の作成を目的とするものである。そこで、調査区は自治会境界と一致させることが望ましいこととしている。 岐阜市が要望している自治会境界についても、結果集計等で必要な地域区分であれば、現状の規定において、その境域とすることが可能である。				

